

発表事項

- 1 役員選任の認可
- 2 支払基金改革の進捗状況
- 3 子ども・子育て支援金制度創設に伴う支払基金定款の一部変更等
- 4 令和6事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画変更
- 5 レセプト画面の自動遷移ツール
- 6 令和6年11月審査分の審査状況
- 7 令和6年12月審査分の特別審査委員会審査状況

子ども・子育て支援金制度創設に伴う支払基金定款の一部変更等

- 1 子ども・子育て支援金制度創設への対応
- 2 社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更
- 3 社会保険診療報酬支払基金子ども・子育て支援納付金関係業務方法書の作成
- 4 子ども・子育て支援納付金特別会計規程の基本的事項の作成
- 5 令和6事業年度子ども・子育て支援納付金特別会計予算、事業計画及び資金計画の作成

1 子ども・子育て支援金制度創設への対応

概要

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月12日に公布、令和6年10月1日に施行され、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七十一条の十四第一項において、支払基金に支援納付金関係業務を行わせることができるとされた。
- 令和6年12月26日に公布されたこども家庭庁告示第十七号に基づき、支払基金は支援納付金関係業務を行うこととされた。
- 支払基金は、今般の理事会承認後に厚生労働大臣及びこども家庭庁長官より定款等（※）の認可及び承認を受け、令和8年4月からの子ども・子育て支援納付金の徴収業務の開始に向け、令和7年2月よりシステム開発に着手する。
- 業務開始に向け、定款等（※）の一部変更等を行う。

※ 社会保険診療報酬支払基金定款、社会保険診療報酬支払基金子ども・子育て支援納付金関係業務方法書、特別会計規程の基本的事項、特別会計予算、事業計画及び資金計画

スケジュール



1 子ども・子育て支援金制度創設への対応

法第七十一条の十四

（支払基金による子ども・子育て支援納付金の徴収）

第七十一条の十四 内閣総理大臣は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。

- 一 第七十一条の三第一項の規定による子ども・子育て支援納付金の徴収
 - 二 第七十一条の九第一項の規定による督促
 - 三 第七十一条の十第一項の規定による延滞金の徴収
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により支払基金に同項各号に掲げる事務を行わせる場合は、当該事務を行わないものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により支払基金に同項各号に掲げる事務の全部若しくは一部を行わせることとするとき又は支払基金に行わせていた当該事務の全部若しくは一部を行わせないこととすることは、その旨を公示しなければならない。

法第七十一条の十五

（支払基金の業務）

第七十一条の十五 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、次に掲げる業務（以下「支援納付金関係業務」という。）を行うことができる。

- 一 前条第一項の規定により行うこととされた事務（以下「徴収事務」という。）を行うこと。
 - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 支払基金は、内閣総理大臣の認可を受けて、支援納付金関係業務の一部を健康保険者等が加入している団体で内閣総理大臣が定めるものに委託することができる。

子ども・子育て支援法第七十一条の十四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金に同項各号に掲げる事務の全部を行わせることとした件（こども家庭庁告示第十七号）

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の十四第一項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金に、同項各号に掲げる事務の全部を行わせることとしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

2 社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更（1/2）

定款の一部変更

- ・支払基金法第九条第四項に監事から厚生労働大臣への意見提出に関する規定があり、定款第五条で同様の規定を定めている。
- ・法に、子ども・子育て支援納付金関係業務に関する監事の意見の提出先として「内閣総理大臣」が規定され、同法第七十六条に内閣総理大臣の権限は「こども家庭庁長官」に委任することが定められていることから、定款第五条に規定する監事の意見の提出先に「こども家庭庁長官」を追加する。

変更後	変更前
第五条（役員の職務及び権限）第六項 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生労働大臣（子ども・子育て支援納付金関係業務にあつてはこども家庭庁長官）に意見を提出することができる。	第五条（役員の職務及び権限）第六項 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。

〈監事の意見の提出先に係る法規定について〉

**支払基金法
第九条第四項**

監事の意見の提出先
：厚生労働大臣



**法
第七十一条の二十四第一項**

支払基金法第九条第四項の
「厚生労働大臣」を
「内閣総理大臣」として適用



**法
第七十六条**

この法律に規定する
内閣総理大臣の権限を
こども家庭庁長官に委任

※ 法第七十六条の規定により、子ども・子育て支援納付金関係業務方法書の認可等については、こども家庭庁長官が行う。

2 社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更 (2/2)

定款の一部変更

変更後	変更前
第二十七条（業務）第四項 一 保険者との財政調整に関する業務 （中略） 八 流行初期医療確保措置関係業務 <u>九 子ども・子育て支援納付金関係業務</u> <u>十 前各号の業務に附帯する業務</u>	第二十七条（業務）第四項 一 保険者との財政調整に関する業務 （中略） 八 流行初期医療確保措置関係業務 <u>九 前各号の業務に附帯する業務</u>
第三十四条（業務方法書） 高齢者医療制度関係及び病床転換助成事業関係業務方法書、（中略）、<u>流行初期医療確保措置関係業務方法書及び子ども・子育て支援納付金関係業務方法書</u>を作成し、厚生労働大臣（子ども・子育て支援納付金関係業務方法書に<u>あってはこども家庭庁長官</u>）の認可を受けなければならない。	第三十四条（業務方法書） 高齢者医療制度関係及び病床転換助成事業関係業務方法書、（中略）<u>及び流行初期医療確保措置関係業務方法書</u>を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
第四十条（高齢者医療制度関係業務会計等） 高齢者医療制度関係業務、（中略）、<u>流行初期医療確保措置関係業務及び子ども・子育て支援納付金関係業務</u>に関する会計は、（中略）、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び子ども・子育て支援法並びにこれらの法律に基づく命令の定めるところによる。</u>	第四十条（高齢者医療制度関係業務会計等） 高齢者医療制度関係業務、（中略）<u>及び流行初期医療確保措置関係業務</u>に関する会計は、（中略）<u>及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びにこれらの法律に基づく命令の定めるところによる。</u>

3 社会保険診療報酬支払基金子ども・子育て支援納付金関係業務方法書の作成

業務方法書の作成

法第七十一条の十六の規定及び社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める内閣府令（令和六年内閣府令第百十五号）に基づき、業務方法書を作成する。

業務方法書に規定する項目

第1章 総則

「目的」「業務運営の基本方針」「用語」

第2章 子ども・子育て支援納付金の徴収

「子ども・子育て支援納付金の徴収」「子ども・子育て支援納付金の額」「子ども・子育て支援納付金の額の通知等」「子ども・子育て支援納付金の一括徴収」「子ども・子育て支援納付金台帳」「督促」「滞納健康保険者等のこども家庭庁への報告」「延滞金」「納付の猶予」「加入者等の数等に関する報告の請求等」

第3章 子ども・子育て支援納付金のこども家庭庁への報告及び納付

「子ども・子育て支援納付金等のこども家庭庁への報告」「子ども・子育て支援納付金等のこども家庭庁への納付」

第4章 雑則

「実施に関する事項」

附 則 「施行期日」「令和8年度の子ども・子育て支援納付金の徴収」「延滞金の割合の特例」

4 子ども・子育て支援納付金特別会計規程の基本的事項の作成

特別会計規程の基本的事項の作成

法第七十七条の規定及び社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る財務及び会計に関する内閣府令（令和六年内閣府令第百十六号）に基づき、特別会計規程の基本的事項を作成する。

特別会計規程の基本的事項に規定する項目

- ◆ 特別会計の名称に関する事項
- ◆ 会計原則、事業年度の所属区分、勘定区分等に関する事項
- ◆ 会計事務の委任に関する事項
- ◆ 資金収支計画に関する事項
- ◆ 収入の確認・支出の決定に関する事項
- ◆ 貸借対照表勘定の設定に関する事項
- ◆ 損益勘定の設定に関する事項
- ◆ 施行に関する事項

5 令和6事業年度子ども・子育て支援納付金特別会計予算、事業計画及び資金計画の作成

予算、事業計画及び資金計画の作成

法第七十一条の十八の規定に基づき、子ども・子育て支援納付金関係業務に関し、予算、事業計画及び資金計画を作成する。

事業計画の概要

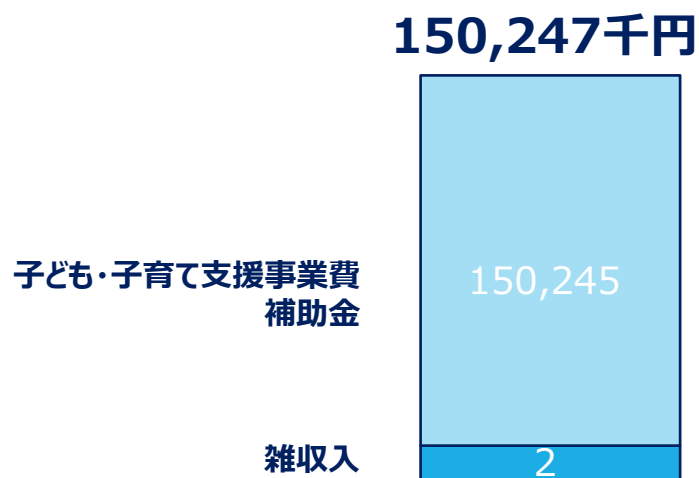
子ども・子育て支援納付金関係業務の円滑な施行のために必要なシステム開発等を行う。

事務費勘定収入支出予算

単位：千円

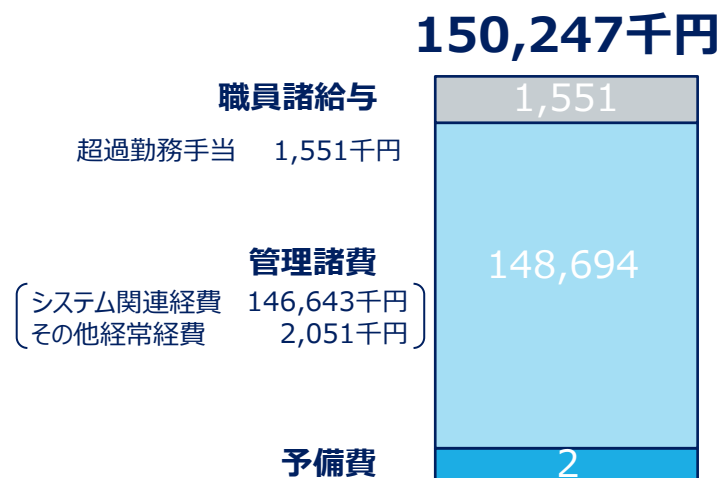
収入

主な財源として、子ども・子育て支援事業費補助金150,245千円を計上



支出

システム開発に係る要件定義を行うための費用及び人件費並びに業務を開始するための備品調達等に係る費用を計上



【参考】支払基金法及び改正子ども・子育て支援法等の規定（該当箇所抄） 1/5

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）抄

第四条 基金は、定款をもって、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 資産に関する事項
 - 五 役員に関する事項
 - 六 業務及びその執行に関する事項
 - 七 各保険者との契約の締結に関する事項
 - 八 会計に関する事項
 - 九 定款の変更に関する事項
 - 十 公告の方法
- 2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 基金は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第九条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、定款の定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときには、その職務を代理し、理事長が欠員のときには、その職務を行う。
- 3 監事は、基金の業務を監査し、財務及び統計に関する報告を徴する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。

【参考】支払基金法及び改正子ども・子育て支援法等の規定（該当箇所抄） 2/5

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抄

第七十一条の三 政府は、次に掲げる費用（以下「支援納付金対象費用」という。）に充てるため、令和八年度から毎年度、健康保険者等から、子ども・子育て支援納付金を徴収する。

- 一 第六十八条第一項の規定による交付金の交付に要する費用
 - 二 第六十八条第四項の規定による交付金の交付に要する費用（当該費用のうち国が負担する部分を除いた部分に限る。）
 - 三 児童手当法第十九条の規定による交付金の交付に要する費用（同条第一項の規定による交付金の交付に要する費用のうち拠出金を原資とする部分を除いた部分並びに同条第二項及び第三項の規定による交付金の交付に要する費用のうち国が負担する部分を除いた部分に限る。）
 - 四 雇用保険法第六十一条の六第三項に規定する出生後休業支援給付金及び同条第四項に規定する育児時短就業給付金の支給に要する費用
 - 五 国民年金法第八十八条の三第三項の規定による保険料に相当する額の補填に要する費用
 - 六 子ども・子育て支援特例公債等（第七十一条の二十七に規定する子ども・子育て支援特例公債等をいう。以下この号において同じ。）の償還金（同条に規定する借換国債を発行した場合にあっては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）、利子並びに子ども・子育て支援特例公債等の発行及び償還に関連する経費として政令で定めるもの
- 2 健康保険者等は、子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負う。

【参考】支払基金法及び改正子ども・子育て支援法等の規定（該当箇所抄） 3/5

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抄

（業務方法書）

第七十一条の十六 支払基金は、第七十一条の十四第一項の規定により徴収事務を行うこととされたときは、支援納付金関係業務に関し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

（予算等の認可）

第七十一条の十八 支払基金は、第七十一条の十四第一項の規定により徴収事務を行うこととされたときは、支援納付金関係業務に関し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（実施規定）

第七十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

【参考】支払基金法及び改正子ども・子育て支援法等の規定（該当箇所抄） 4/5

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抄

（社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例）

第七十一条の二十四 支援納付金関係業務に関する社会保険診療報酬支払基金法第九条第四項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

2 支援納付金関係業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

（権限の委任）

第七十六条 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

2 こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

附 則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～六 〔省略〕

【参考】支払基金法及び改正子ども・子育て支援法等の規定（該当箇所抄） 5/5

社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める内閣府令（令和六年内閣府令第百十五号）抄（令和6年12月26日公布）

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七十一条の十六第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七十一条の十五第一項第一号に規定する徴収事務に関する事項
- 二 その他社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務（法第七十一条の十五第一項に規定する支援納付金関係業務をいう。）に関し必要な事項

社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る財務及び会計に関する内閣府令（令和六年内閣府令第百十六号）抄（令和6年12月26日公布）

（会計規程）

第十七条 支払基金は、支援納付金関係業務の財務及び会計に関し、法及びこの府令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

- 2 支払基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項についてこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 3 支払基金は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なくこども家庭庁長官に届け出なければならない。